

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
土地改良区の定款の変更の認可（二件）（ 〃 ）

告 示

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり杜村国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷礼次郎 倉吉市国分寺二九四

〃 高岡 俊一 倉吉市国分寺一六〇一

〃 高岡 和美 倉吉市国分寺二五三
〃 大庭 保 倉吉市福光六一二
〃 河本 定夫 倉吉市福光一二六一二
〃 前田 浩登 倉吉市福光五六五二二
〃 早田 重喜 倉吉市横田七〇四
〃 早田 博之 倉吉市横田六九八
監事 牧田 末広 倉吉市福光五八四一六
〃 小谷 壽雄 倉吉市国分寺一一七
平成十一年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷礼次郎 倉吉市国分寺二九四
〃 高岡 俊一 倉吉市国分寺一六〇一
〃 高岡 和美 倉吉市国分寺二五三
〃 大庭 保 倉吉市福光六一二
〃 河本 定夫 倉吉市福光一二六一二
〃 前田 浩登 倉吉市福光五六五二二
〃 早田 重喜 倉吉市横田七〇四
〃 早田 博之 倉吉市横田六九八
監事 牧田 末広 倉吉市福光五八四一六
〃 岸本 岩男 倉吉市国分寺一二四
平成十一年四月一日日退任 任期二年

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を平成十一年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年五月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成十一年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年五月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む）。】